

# 天ヶ城公園に関する サウンディング調査実施要領



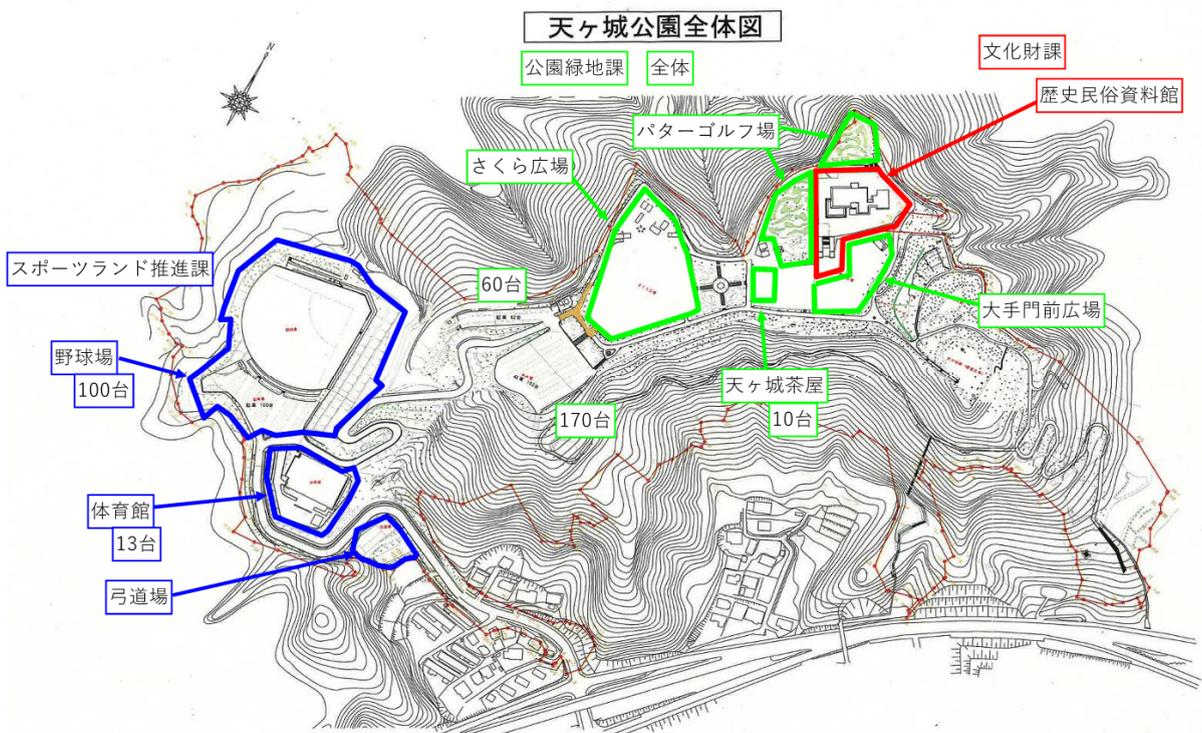
宮崎市高岡総合支所農林建設課  
令和7年9月

# 1. 調査の目的

宮崎市高岡地区にある天ヶ城公園は、昭和54年の建設以来、桜の名所として市民に親しまれています。園内には野球場、体育館、歴史民俗資料館などがありますが、桜の開花時期以外の利用が少ないこと、広場やパターゴルフ場が有効活用されていないことが課題となっています。

そこで、年間を通じた利用促進、利用者のサービス向上、地域コミュニティの創出を図るため、事業化の可能性を検討します。

そのため、民間事業者等の皆様から幅広い事業アイデアや事業実施上の要望等を募るため、サウンディング調査を実施します。本調査を通じて、事業実施の可能性や課題を把握し、より具体的な事業計画の策定に繋がりたいと考えています。



## 2. 天ヶ城公園内の概要

### (1) 天ヶ城公園全体

- ・天ヶ城公園
- ・昭和54年9月設立
- ・宮崎市高岡町内山2007
- ・開園午前9時～閉園午後10時
- ・用途地域 市街化調整区域
- ・標高 121m
- ・公園面積 22.55ha
- ・大手門前広場 2,000㎡
- ・パターゴルフ場 2,700㎡
- ・駐車場台数353台
- ・公園利用者数 約33,000人
- ・来場者数(さくらまつり) 約26,000人



### (2) 天ヶ城茶屋

- ・平成5年9月建築
- ・建築面積 304㎡
- ・床面積 244㎡
- ・機能 レストラン・厨房  
特産品販売所・休憩室



### (3) 天ヶ城歴史民俗資料館

※トライアル対象外

- ・平成5年11月 開館
- ・城高23m・4階建ての近世城郭型
- ・土日祝日のみ開館
- ・年間来館者数 約12,000人  
(コロナ前 約20,000人)
- ・大淀川と旧高岡町の人々の暮らしや、中近世の武家社会の様子等を紹介する資料館
- ・令和6年度施設評価にて、建物の評価は処分、機能の評価は統合・集約となった。閉館時期は未定。「歴史資料館」としての用途を廃止し、他施設に統合・集約する。建物は利活用方法を検討。



### (4) スポーツ施設

※サウンディング対象外

- ・体育館・野球場・弓道場
- ・年間来場者数 約16,000人  
(コロナ前 25,000人)



### 3. 調査スケジュール

#### (1) サウンディング調査の実施期間

令和7年9月1日(月)から令和7年12月26日(金)まで

※上記スケジュールは現時点の予定であり変更する場合があります。

変更があった場合は、本市ホームページでお知らせします。

#### (2) エントリー

宮崎市ホームページの専用フォームよりエントリーください。

#### (3) 個別対話

エントリーいただいた内容に基づき、個別対話（1事業者あたり約60分を想定）を行います。対話の日時・場所・方法は、エントリー受付後、個別に調整させていただきます。対話形式は、対面、オンライン等、エントリー事業者の希望に沿って調整します。対面の場合は宮崎市高岡総合支所を予定しております。

#### (4) 情報提供

個別対話後、必要に応じて、ヒアリング等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

#### (5) トライアル

公園の暫定利用を希望する場合、個別対話にてエリアや期間等を協議のうえ実証実験（トライアル）することで、実際の集客性や採算性を確認することができますので、お気軽にご相談ください。

なお、公園の暫定利用は社会実験としての位置づけとなるため、利用にかかる使用料等は原則免除されますが、実施される事業内容には一定の公益性が必要となります。

### 4. 対話・提案内容

#### (1) 提案内容

以下の項目について、提案可能な範囲でご参加ください。該当がない項目については記入不要です。参考資料やイメージ図等、補足資料を添付いただいても構いません。

##### 1 サウンディングの対象エリア

※天ヶ城公園内の施設（スポーツ施設を含まない）サウンディング対象範囲



- 2 想定する事業イメージ(参考例)
  - ・天ヶ城公園内の茶屋をリニューアルしたカフェやレストラン
  - ・大手門前広場を活用した宿泊施設設置(トレーラーハウスやキャンピングカー)
  - ・パターゴルフ場を活用したBBQやキャンプ、アーバンスポーツ施設
  - ・天ヶ城公園内の遊歩道を活用したアクティビティ施設
- 3 特に期待する提案内容
  - 天ヶ城公園の機能を十分に発揮し、大人から子どもまで幅広い世代の人が立ち寄るようなサービスの提案を期待しています。
  - ・大人から子どもまで楽しめる活動に関する提案
  - ・地域の雇用拡大や、地元農産物の販売促進などの活性化につながる提案
- 4 想定する事業スケジュール
- 5 事業効果（利用者増、地域経済への貢献、その他）
- 6 実施にあたっての課題や市への要望

## (2) 提案・トライアルまでの流れ



## 5. 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人または団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 宮崎市入札参加資格停止要綱（令和7年告示第368号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 宮崎市税および国税等に未納がないこと。
- (5) 法人にあっては役員等（個人にあってはその者）が、宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

## 6. 留意事項

### (1) 対話内容及び参加

- 1 対話内容は、今後の事業化検討に活用いたしますが、公募実施を約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考とする場合があります。
- 2 市へ提出された書類は返却いたしません。

### (2) 費用負担

提出書類作成及び対話参加に係る費用については、すべて参加事業者の負担とします。

### (3) 追加調査へのご協力

本サウンディング後も、必要に応じて追加の対話（文章による照会含む）やアンケート等を行う場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

### (4) 実施結果の公表

事前に参加者に内容確認のうえ、対話の結果を宮崎市ホームページで公表します。ただし、参加事業者の名称や企業のノウハウに係る内容は公表しません。

### (5) 使用料等

実際に事業を実施する際には、内容に応じて、宮崎市都市公園条例に基づく使用料や占用料を市へ納付することが必要となります。条例に記載していない公園の使用料設定については、今後検討することとします。

## 7. お問い合わせ先

宮崎市 高岡総合支所 農林建設課 担当：白坂・松木・鈴木

電話番号：0985-82-1115

メールアドレス：37kensetu-u@city.miyazaki.miyazaki.jp